告　示

○総務省告示第百六十九号

放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条の二第四項の規定に基づき、放送普及基本計画（昭和六十三年郵政省告示第六百六十号）の一部を次のように変更したので、同条第五項の規定に基づき告示する。

平成二十二年四月二十三日　　総務大臣　原口　一博

第１の１⑵中「受託国内放送の普及」を「衛星系による受託国内放送の普及」に改める。

第１の１中⑸を⑹とし、⑷を⑸とし、⑶を⑷とし、⑵の次に次のように加える。

⑶　地上系による受託国内放送（移動受信用地上放送）の普及

地上系による受託国内放送（移動受信用地上放送）のうち、207.5MHzから222MHzまでの周波数を使用して一般放送事業者が行うマルチメディア放送については、全国各地域においてあまねく受信できること。また、受信設備の普及に配慮すること。

第２の３に次のように加える。

⑶　移動受信用地上放送（207.5MHzから222MHzまでの周波数を使用するデジタル放送）

放送の区分	放送対象地域	放送系により放送することのできる放送番組の数の目標
一般放送事業者が委託により行わせる放送	マルチメディア放送	全国	当該放送に係る技術等を考慮して定める数

○総務省告示第百七十号

標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式（平成十五年総務省令第二十六号）第八条第一号及び第二十二条の二十四の規定に基づき、平成十五年総務省告示第四十号（スクランブルの方式を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十二年四月二十三日　　総務大臣　原口　一博

第一項中「以下の」を「次の各号に掲げる」に改め、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　標準方式第三章の二第一節に規定する放送のスクランブルの手順は、前号の規定にかかわらず別表第一号から別表第三号のいずれかとする。

第二項の次に次の一項を加える。

３　標準方式第二十二条の二十四の規定に基づくスクランブルの方式は次の各号に掲げるとおりとする。

一　スクランブルの範囲は、同期パケットを伝送するトランスポートフレーム全体とする。

二　スクランブルの手順は、別表第四号から別表第七号のいずれかとする。

別表第一号注２中「レジスターを示す。」の次に「以下同じ。」を、同表注３注中「排他的論理和を示す。」の次に「以下同じ。」を加え、同表別記第２注４を削り、注５を注４とし、注６から注９までを１ずつ繰り上げる。

別表第一号の次に次の六表を加える。

別表第二号

注　ＡＥＳ暗号は、別記第１に示す。